

平成25年度 日光市甲状腺検査結果報告

I. 一次検査

1. 検査期間 平成26年1月18日(土)～2月16日(日)
※7日間実施
2. 検査対象者数 13,887人
※平成4年4月2日～23年4月1日生の市民
(東日本大震災当時 0歳～18歳)
3. 検査申込者数 2,418人
4. 受検者数 1,713人(対象者の12.3%、申込者の70.8%)
5. 検査判定基準 甲状腺超音波検査判定基準表 (公財) 栃木県保健衛生事業団

判定結果		判定内容	解説(日光市甲状腺検査における考え方)
A	A1	結節やのう胞を認めなかったもの	
	A2	5.0mm以下の結節や 20.0mm以下ののう胞を認めたもの	左記の基準に合致し、かつ悪性病変としての所見を全く認めないもの。
B		5.1mm以上の結節や 20.1mm以上ののう胞を認めたもの	①結節、のう胞を認め、その大きさが基準をみたくも。 ②①以外のサイズの病変であって、わずかでも精密検査が必要と考えられる病変。 ③超音波画像上、病変か否か確認できないが、精密検査機関での経過観察、もしくは精査が必要と考えられるもの
C		甲状腺の状態等から判断して、直ちに精密検査を要するもの	①臨床的に急を要する症例。 ②悪性腫瘍が疑われ、確実に精密検査を受診すべき症例。

※判定を行った栃木県保健衛生事業団では、B、Cの判別についてはより安全を重視して、結節(※しこり)やのう胞(※体液の貯まった袋状のもの)が基準以下であっても、わずかでも精密検査が必要と考えられるものはB判定とし、確実に精密検査を受診してほしい症例をC判定とした。

6. 検査結果

判定結果		判定内容	人数(人)		割合(%)	
A	A1	結節やのう胞を認めなかったもの	789	1,692	46.1%	98.8%
	A2	5.0mm以下の結節や 20.0mm以下ののう胞を認めたもの	903		52.7%	
B		5.1mm以上の結節や 20.1mm以上ののう胞を認めたもの	18		1.0%	
C		甲状腺の状態等から判断して、 直ちに精密検査を要するもの	3		0.2%	
合計			1,713		100.0%	

7. 検査結果評価

判定結果	日光市		青森県弘前市		山梨県甲府市		長崎県長崎市		福島県		
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
A	A1	789	46.1	670	41.1	404	29.6	779	56.9	73,393	54.7
	A2	903	52.7	939	57.6	947	69.3	582	42.5	59,746	44.6
B		18	1.0	21	1.3	15	1.1	8	0.6	934	0.7
C		3	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
(計)		1,713	100	1,630	100	1,366	100	1,369	100	134,074	100

(出典) 環境省「福島県外3県における甲状腺有所見率調査結果について」(報道発表資料) 2013. 3. 29

第11回福島県「県民健康管理調査」検討委員会資料 2013. 6. 5

「福島県では、C判定は1人、要精密検査率0.7%です。日光市では、B判定の中でも、大き目の結節は必ず検査してほしいとの意図からC判定とし、B判定と合わせた要精密検査率は1.2%でした。要精密検査率は、青森県では1.3%、山梨県では1.1%、長崎県では0.6%で、日光市は、青森や山梨とほぼ同じといえます。」

(検査結果説明会講師—自治医科大学医学部臨床検査医学教授 谷口信行氏)